TSU NEWS 9

土砂災害特別警戒区域にお住まいの人へ

平成31年度中の住宅移転の事前相談は今年の５月末まで

問い合わせ　市営住宅課　☎229-3188　FAX229-3213　久居分室　☎255-8853　FAX255-5586

津市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、当該危険住宅を除却する人、または除却し資金を借り入れして市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する人に対し、予算の範囲内で補助する事業です。補助金の交付は平成31年度からで、補助金の申請には次の事前相談が必要です。

事前相談

平成31年度に補助金の交付を申請する人は、次の相談期間中に、あらかじめ電話予約の上、事前相談を行うことが必要です。

相談期間　４月２日(月)～5月31日(木)

対　象　土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、平成31年度中に当該危険住宅を除却する予定の人、または除却し資金を借り入れして市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する予定の人

補助の内容

補助対象事業の内容	補助対象経費			交付限度額
危険住宅の除却	危険住宅の除却に要する費用			80万2,000円
移転後住宅の建設または購入	移転後住宅の建設または購入（移転後住宅の敷地となる土地の購入を含む。）に要する資金として金融機関、その他の機関から借り入れた借入金の利子（固定金利で年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	土砂災害特別警戒区域からの移転	建物	319万円
			土地	96万円
			合計	415万円
		土砂災害特別警戒区域であって、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域からの移転	建物	457万円
			土地	206万円
			敷地造成	59万7,000円
			合計	722万7,000円

※国、県、市による助成事業であるため、国や県の交付金の状況に応じて補助金が減額される場合があります。
※補助金交付決定の前に工事着手または借り入れの契約をしている場合は、補助の対象になりません。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命または身体に著しい危害を生じさせる恐れがあるとして三重県知事が指定した区域で、現在津市では、美杉地域、白山地域の一部が指定されています。指定区域は、三重県のホームページでも確認できます。

HP 三重県　土砂災害特別警戒区域　検索

TSU NEWS 10

４月１日からスタート

違反対象物の公表制度

問い合わせ　予防課　☎254-0356　FAX256-7755

違反対象物の公表制度

建物の利用者が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるように、消防機関が保有する火災危険に関する重大な消防法令違反が認められる建物の情報を、津市のホームページで公表し、市民に情報を提供する制度です。

公表制度の対象となる建物

劇場や映画館、飲食店や百貨店、ホテル、病院や社会福祉施設など、不特定多数の人または自力避難が困難な人が出入りする建物です。

重大な消防法令違反

消防法令で設置が義務付けられた「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていない違反のことです。

ホームページで公表される内容

- 建物の名称　例：○○ビル
- 所在地　例：津市○○町○－○
- 違反の内容　例：自動火災報知設備の未設置

HP 津市　公表　検索

公表の時期

消防機関が、４月１日以降に立入検査で把握した重大な消防法令違反について、関係者に通知した日から14日経過しても違反が是正されない場合に公表します。

スプリンクラー設備

屋内消火栓設備

自動火災報知設備